

平成30年9月後期定例会 議事録

- ・開催日時 平成30年9月20日(木曜日) 8時54分～12時5分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者 (委員) 中野委員長 松尾委員 内田委員
(事務局) 山崎事務局長 角田副事務局長 古沢人事主幹
前田係長 安田係長 江口係長 安心院主事

議事事項

1 平成30年9月前期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 職員の給与等に関する報告及び勧告について

職員の給与等に関する報告案及び勧告案について審議した。

3 組織改正等に伴う関係規則等の一部改正について

(1) 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

平成30年10月1日付けの組織改正に伴い、管理職手当を支給する職を改める必要があるため、佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正を行う。

(施行日 平成30年10月1日)

(改正内容)

- ・職の変更 中央児童相談所長 児童相談所長

(2) 級別職務区分表の一部改正

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

平成30年10月1日付けの組織改正に伴い、級別職務区分表の一部改正を行う。

(施行日 平成30年10月1日)

(改正内容)

行政職給料表級別職務区分表

部局		内容
健康福祉部	中央児童相談所 児童相談所	北部児童相談所の新設に伴い、児童相談所(中央・北部)が2か所体制となり、「児童相談所」と総称するもの

(3) 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

平成30年10月1日付けの組織改正等に伴い、管理職員等の範囲を定める規則の一部改正を行う。

(施行日 平成30年10月1日)

(改正内容)

名称を変更する職

○現地機関

- ・中央児童相談所 所長 児童相談所 所長
- ・窯業技術センター 企画総務課長 窯業技術センター 総務課長

報告事項

1 職員の給与等に関する報告及び勧告に対する職員団体からの要請について(高教組、県職労・佐教組)

佐賀県高等学校教職員組合から提出された「2018年秋季要請書」並びに佐賀県職員労働組合及び佐賀県教職員組合の連名で提出された「人事委員会勧告に向けた追加要求書」について、その内容を事務局から報告した。

2 平成30年度佐賀県警察官A採用試験の実施結果について

佐賀県警察本部から報告があった平成30年度佐賀県警察官A採用試験の実施結果について、概要を事務局から報告した。

3 平成30年度佐賀県職員採用試験(高等学校卒業程度)における採用候補者名簿の採用予定者数の変更について

佐賀県知事から、採用候補者名簿の採用予定者数の変更について依頼があったことについて、事務局から報告した。

その他

1 行事予定について